

2月18日(月)～3月15日(金)

所得税・住民税の申告期間

税の申告はお早めに

あなたに必要な手続きを確認しましょう

スタート

平成31年1月1日現在の住所は中野区ですか

住民税の申告が必要な場合は1月1日現在の住所地で手続きを
☆所得税の申告が必要かどうかは、上の質問の「中野区」を住所地に読み替えてたり、確認してください

平成30年中に収入がありましたか

住民税申告書裏面の連絡書欄に記入して区役所へ提出を
☆国民健康保険料や介護保険料の計算・児童扶養手当など各種手当の支給時に使用します。提出しないと正しく計算できず、保険料が高くなる場合があります

次の①②③のいずれかに該当しますか
① 1か所からの給与の支払いを受けている人で、給与収入が2千万円以下であり(年末調整済み)、その他の所得が20万円以下
② 2か所以上からの給与の支払いを受けている人で、給与収入が2千万円以下であり(年末調整済み)、中心となる給与以外の金額とその他の所得が20万円以下
③ 公的年金収入が4百万円以下で、その他の所得が20万円以下

所得税の確定申告を
所得税の申告をした方は、住民税の申告は不要です

収入が給与、公的年金のみで、それらの支払者から中野区役所へ支払報告書が提出されていますか

支払報告書に記載されている以外に対象となる控除(医療費など一定の条件の下で所得から差し引くことのできるもの)がありますか

合計所得金額1千万円超で、所得38万円以下の配偶者を扶養している、そのことを税証明に記載する必要がありますか

申告の必要はありません

収入がない場合も申告は必要です



！申告の際はご注意ください

税の申告にはマイナンバーを

申告書には、申告する方およびその控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。提出の際は、申告する方の「個人番号確認書類」および「身元確認書類」の提示をしてください。☆郵送の場合は写しを添付してください



にせ税理士にご注意ください

税務管理担当/3階
☎(3228)8816 FAX(3228)5652

税理士資格の無い者が税務相談・税務書類の作成・税務代理をすることは、法律で禁じられています。「にせ税理士」、「にせ税理士法人」にご注意ください。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳しくは、東京税理士会 <http://www.tokyozeirishikai.or.jp> をご覧になるか、同会へ電話☎(3356)4461で問い合わせを。

こんな場合はどうするの? ~税の申告Q&A~

Q1 昨年の3月に会社を退職し、その後3か所でアルバイトをしていました。どのように申告すればよいですか

A1 税の申告は、1月～12月の1年間の収入が対象。アルバイト先を含めて収入額を明らかにし、確定申告する必要があります。全ての勤務先から「給与所得の源泉徴収票」を発行してもらい、所得税の確定申告をしてください。納め過ぎた所得税の還付を受けられるケースがあります。

Q2 公的年金収入が350万円で、その他の所得金額が10万円でした。申告は必要ですか

A2 区役所へ住民税の申告が必要です。公的年金収入が400万円以下でその他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要(源泉徴収の対象とならない公的年金の収入がある場合は、所得税の確定申告が必要となる場合があります)。☆所得税の還付がある場合は、税務署に所得税の申告をしてください

その他の所得が少なくとも申告は必要なのかあ

表紙のBさん

次ページで控除についても確認しましょう

特別区民税・都民税(住民税)の申告は区役所3階1番区民税課税担当へ

区民税課税担当/3階
☎(3228)8813
FAX(3228)8747

今年も申告が必要と思われる方に、「平成31年度特別区民税・都民税(住民税)申告書」を2月4日に郵送しました。同封の「申告書の手引き」を参考に必要書類を用意し、自分で申告書を作成して、郵送または直接、区民税課税担当窓口へ提出してください。
申告書の書き方や必要書類が分からない方は、同担当へ問い合わせを。
☆平成30年中に転入した方には、申告書を郵送していません。必要な方は、次の配布場所を受け取りを。区画からマウンロードできます。

住民税申告書を配布中の場所
区民活動センター、区役所3階1番区民税課税担当窓口
受付日時 2月18日(月)～3月15日(金)の平日午前8時半～午後5時

「中野区特別区民税・都民税」税額シミュレーションシステムをご利用ください
特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができるサイトです。区画で検索するか、下記の二次元コードからアクセスを。

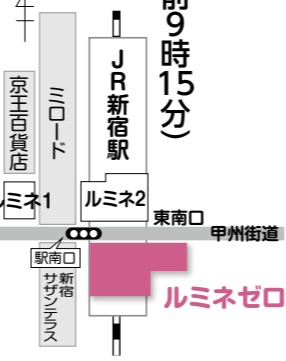


所得税などの申告は税務署へ

中野税務署 ☎(3307)8111(代)
☆自動音声での案内。なお、中野税務署内に申告書作成・相談会場はありません

確定申告書は、国税庁ホームページで作成
確定申告書の作成は、国税庁「確定申告書作成コーナー」が便利です。お手持ちのタブレット・スマートフォンでも作成でき、作成した申告書は印刷して郵送で提出できます。
相談等がある場合には、申告書作成会場をご利用ください

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)の平日午前8時半～午後4時受け付け(相談開始は午前9時15分)
☆2月24日および3月3日の両日曜日は開場
会場 ルミネゼロ
(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55 NEWoMa5階) / JR新宿駅直結「バスタ新宿」の上階



税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～

日程(いずれも2月)	会場
4日(月)～7日(木)	野方区民活動センター(野方5-3-1)
12日(火)～15日(金)	なかのZERO西館(中野2-9-7)

☆いずれも、午前9時15分～11時15分、午後1時～3時半受け付け。土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合、配当所得がある場合、青色申告者、初めて住宅ローン控除を受けるなど相談内容が複雑な場合には、右の申告書作成会場「ルミネゼロ」で相談を

個人事業税の申告は都税事務所へ

新宿都税事務所 ☎(3309)7154

個人で事業を営んでいる方のうち、所得税や住民税の申告をしない方は、前年中の事業の所得などを都税事務所へ申告してください。
申告期間 3月15日(金)まで
申告場所 新宿都税事務所(新宿区西新宿7-5-8) / 中野都税事務所(中野4-6-15)

